

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	明石市 固定資産税の賦課徴収に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、固定資産税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和8年9月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する賦課徴収事務
②事務の内容	固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき毎年経常的に課税される物税であり、納税義務者からの申告又は申請、及び法務局からの通知により、課税内容の変更、課税台帳の整備等を行い、賦課期日(毎年1月1日)における固定資産の所有者に対し、固定資産課税台帳に基づき、固定資産税を課税する。 ① 法務局からの通知による課税台帳の整備(課税内容の変更等) ② 所有者からの減免申請書を受け付け確認 ③ 所有者からの非課税適用申告書を受け付け確認 ④ 納税管理人の申請・変更・不要申告を受け付け確認 ⑤ 償却資産に関する申告を受け付け確認 ⑥ 納税通知書、課税明細書の交付 ⑦ 固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑧ 固定資産課税台帳等の備付け ⑨ 土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑩ 評価証明書等の交付 ⑪ 金融機関等からの領収済通知書(公金収納データを含む。)による収納の確認、消込 ⑫ 納税者からの依頼による、市税の口座振替 ⑬ 納付額について、過納・誤納が生じた場合の、還付又は充当および、通知書の発行 ⑭ 納期限までに納付されなかった場合の、督促状送付や納付催告、滞納処分等の滞納整理 ⑮ 納税通書等の電子通知希望申請
③対象人数	10万人以上30万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	① 課税対象者管理機能 賦課期日現在における、固定資産所有者に関する情報を管理する機能。 ② 課税情報管理機能 賦課決定及び賦課更正した路線価、家屋再建築費、評価額、税額等の情報を管理する機能。 ③ 共有者内容管理機能 固定資産所有者が共有の場合、持分内容を管理する機能。 ④ 帳票発行機能 固定資産名寄せ台帳、還付充当通知書、督促状等を発行する機能。 ⑤ 統計機能 調定表・統計資料・決算資料を作成する機能。 ⑥ 宛名情報管理機能 住民基本台帳情報及び住民登録外情報の異動データを連携し、最新の宛名情報を保持・照会する機能。 ⑦ 収納消込情報管理機能 固定資産税にかかる調定、収納、還付・充当、口座振替等の情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム2	
①システムの名称	家屋評価・家屋評価支援システム
②システムの機能	① 家屋評価計算機能 家屋図面の描画、間取り、仕上げ材の入力により家屋評価額を算出する機能。 ② 家屋評価管理機能 評価済みの家屋図面、計算内容の検索、印刷機能。 ③ 家屋評価支援機能 タブレットを用いて、家屋評価システムへ平面図や評価内容を取り込む機能 ※他のシステムとの直接連携はない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	税務地図情報システム
②システムの機能	① 所在地確認機能 固定資産税を賦課するための土地、家屋の所在地番を地図上で確認する機能。 ② レイヤー表示機能 航空写真、路線価、土地筆界等の各種レイヤーを表示する機能。 ③ 調査資料印刷機能 調査資料や縮小図面を印刷する機能。 ※他のシステムとの直接連携はない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	償却資産申告書(償却資産課税台帳)の申告をする者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、償却資産申告書(償却資産課税台帳)を受領する。償却資産申告書(償却資産課税台帳)のデータは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送付される。 ① 申告・申請・届出データの審査・管理機能 ② 利用者データの審査・管理機能 ③ 団体間回送機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	① 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ② 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③ 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④ 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥ 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦ データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 ⑨ 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩ システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。 ⑪ 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 ⑫ お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容を検索する機能。 ② 団体内宛名番号(以下「個人コード」という。)付番、登録機能 住登外者の住所、氏名等の登録を行った際に、本市で利用する宛名コードを付番、登録する機能。 ③ 住登外情報修正機能 既に登録のある住登外者の住所、氏名等の情報を修正する機能。 ④ 送付先情報登録機能 各事務における書類送付先、特定宛先人(納税管理人、相続人代表者等)の情報を登録・修正する機能。 ⑤ 宛名コード関連付け機能 同一人に対して複数の宛名コードが存在する場合、1つの宛名コードに情報を関連付ける機能。 ⑥ 個人番号管理機能 宛名コードに対する個人番号を管理する機能。 ⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住登者の情報を連携する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (国民年金、学齢簿、就学援助システム)

システム7	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等と同義)
②システムの機能	① 宛名管理機能 個人番号で同一人判定を行い、団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)を採番し、管理する機能。 ② 情報提供機能 各事務の情報を中間サーバーに連携する機能。 ③ 情報照会機能 個人コードで対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム))
システム8	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	① 本人確認 申告書等の受付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する機能。 ② 本人確認情報検索 統合端末において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ③ 機構への情報照会 全国サーバに対して個人番号又は5情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (
システム9	
①システムの名称	共通基盤システム (庁内連携システムと同義)
②システムの機能	① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 ア 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 イ 標準準拠システムに移行した各事務システムとのデータ連携について、ガバメントクラウド上で連携データを格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (各事務システム(パッケージシステム))

システム10	
①システムの名称	登記情報連携システム
②システムの機能	① データ連携機能 法務局から通知される登記済通知書電子データの異動内容について、コード変換等を行い、固定資産税システムへの連携を行う。 ② 登記情報管理機能 登記済通知書データを管理する機能 ※登記情報と宛名情報を紐づけるべく、固定資産税システムの宛名情報について、直接連携している。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム11	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	① 宛名情報・収納消込情報管理機能 固定資産税システムとデータ連携し、宛名、調定、収納、還付・充当、口座振替等の情報を管理する機能。 ② 帳票発行管理機能 催告書、納付書、財産調査・滞納処分等の滞納整理に係る帳票を発行する機能。 ③ 統計機能 滞納者一覧や滞納処分、徴収猶予・換価猶予等の各種集計表・決算関連資料の作成を行う機能。 ④ 財産調査機能 実態調査、財産調査を行い、調査により判明した情報を管理する機能。 ⑤ 滞納整理機能 滞納処分情報、徴収猶予・換価猶予情報、折衝記録等の滞納整理情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム12	
①システムの名称	eLTAX電子納税通知システム(通知IFS)
②システムの機能	① 通知IFSへのログイン ② 税目利用設定・アカウント権限設定 ③ 電子通知希望申請／取消申請受付 ④ 電子通知希望申請／取消申請情報取得 ⑤ 電子通知作成不可事由登録／取消申請確認結果登録 ⑥ 電子通知データ管理 ⑦ 電子通知データ送信 ⑧ 電子化対象帳票PDF化 ⑨ 電子通知対象者現況確認情報管理 ⑩ アップロード済通知データ情報出力 ⑪ リマインド通知 ⑫ 操作ログ管理 ⑬ メッセージ管理 ⑭ 処理結果管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (eLTAX電子納税通知システム(通知ポータル))

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産税納税義務者、納税管理人、相続財産共有代表者、送付先人
その必要性	固定資産税の適正な課税を行うために、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。国税庁または他の地方団体と紙媒体で行っていた照会回答等の事務を、地方税外部連携システムを利用して行うため。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	<識別情報> ① 納税義務者を正確に特定するために記録 <連絡先等情報> ① 納税通知の送付先の把握のために記録 <業務関係情報> ① 地方税関係情報:課税対象固定資産の特定及び固定資産税を賦課決定・賦課更正するために記録し、納税通知書・証明書を発行するために記録する。 ② 生活保護・社会福祉関係情報:固定資産税の減免対象者特定のため記録する。 ③ 災害関係情報:固定資産税の災害減免の適用を把握するために記録する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務局税務室資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (神戸地方法務局明石支局 地方公共団体情報システム機構 国税庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (審査システム(eLTAX) eLTAX電子納税通知システム(通知IFS))
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、登記情報連携システム、総合行政ネットワーク、IP-VPN)
③使用目的 ※		課税対象者に対し適正な固定資産税の賦課を行う。
④使用の主体	使用部署	資産税課、あかし総合窓口、各市民センター、各サービスコーナー(証明書業務)
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		① 課税管理に関する事務 ・調査及び届出等による情報から、賦課・減免等の課税管理業務を行う。 ② 共通宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。 ③ 証明発行に関する事務 ・固定資産証明書の発行業務を行う。
	情報の突合	納税義務者の確認を行うため、宛名情報と他機関及び情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合して賦課決定等を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1		明石市固定資産税納税通知書封入封緘委託業務
①委託内容		固定資産税納税通知書の製本、封入封緘
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		入札による業者選定
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2		固定資産税等システム構築・運用業務委託	
①委託内容		・固定資産税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う固定資産税システムの改修作業	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑥再委託事項	固定資産税システムの運用保守業務	
委託事項3		磁気テープ等保管集配業務委託	
①委託内容		システムをバックアップした磁気テープ等の集配及び保管業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社NXワンビシアークाइブズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		税系システム標準準拠システム導入業務委託	
①委託内容		・標準準拠システムの構築業務 ・ガバメントクラウド上での環境構築業務 ・ガバメントクラウド運用管理補助業務	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑥再委託事項	標準準拠の税系システム構築作業	

委託事項5		固定資産評価替え基礎資料作成業務委託	
①委託内容		・デジタル航空写真撮影業務 ・写真地図作成(デジタルオルソ画像作成)業務 ・土地・家屋移動調査業務 ・地番図・家屋図作成(異動修正)業務 ・土地評価システム業務 ・税務地図情報システム更新及び保守業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		3年に1度、入札による業者選定(第2、第3年度は落札者と一者随意契約)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[☐] 提供を行っている (1) 件 [☐] 移転を行っている (2) 件 [☐] 行っていない	
提供先1		国税庁長官、都道府県知事	
①法令上の根拠		番号法第19条第10号	
②提供先における用途		国税、地方税に関する事務	
③提供する情報		固定資産税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		固定資産税納税義務者	
⑥提供方法		[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 (総合行政ネットワーク、IP-VPN) [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	
移転先1		納税課	
①法令上の根拠		・番号法第9条第1項及び別表の項番24	
②移転先における用途		・地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	
③移転する情報		固定資産税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		固定資産税納税義務者	

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本市事務室における端末操作、及びデータ連携)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度
移転先2	国民健康保険課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の項番44 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条
②移転先における用途	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税納税義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<固定資産税システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」という。)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること、②日本国内でデータ保管していること、の条件を満たしている。 ・特定個人情報はクラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ・LGWAN端末から税システムに団体間回送ファイル等を移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <団体内統合宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバーは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 <家屋評価・評価支援システム、税務地図情報システムにおける措置> ・サーバーは課室内に設置し、鍵、ワイヤー等で固定、パスワード管理を行っている。 ・タイムスケジュールにより自動的にバックアップデータもHDDに保存している <審査システム(eLTAX)、eLTAX電子納税通知システム(通知IFS)における措置> ・サーバーは地方税共同機構内のデータセンターに設置しており、本市においては当該サーバーへのアクセス権限を有する端末のみ使用している。 <紙、電子記録媒体における措置> ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。
7. 備考	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
市税滞納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産税における滞納情報を有する対象者
その必要性	滞納整理事務に必要な調査・照会を行う際に、個人番号を利用するため
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
	その妥当性 <識別情報> ① 対象者を正確に特定するために記録する。 <連絡先等情報> ① 5情報、連絡先:本人との連絡に使用するため。 ② その他住民票関係情報:家族関係、死亡または相続の確認のため。 <業務関係情報> ① 国税関係情報、地方税関係情報:課税状況、収納・滞納状況、収入財産状況を把握するため。 ② 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護関連の情報に基づき、執行停止などの措置を講じるため。 ③ 雇用・労働関係情報・年金関係情報:本人の収入・連絡先などを把握するため。
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務局税務室納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、資産税課、生活福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (給与支払者、金融機関、生命保険等の事業者) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (対象者本人や関係者からの聞き取り及び、LGWAN(金融機関)など)
③使用目的 ※		滞納整理事務に係る調査、照会
④使用の主体	使用部署	納税課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		滞納整理事務に係る調査・照会 ・本人、本市他部署、官公署および民間事業者に対する調査・照会に利用する。
	情報の突合	① 滞納整理事務のための調査 入手した情報について、対象者に係る本市保有情報と突合して正確に対象者を特定する。 ② 滞納処分の執行に係る業務 入手した情報と市保有の広報を突合して事実関係等を確認する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		明石市個人住民税等システム構築・運用業務
①委託内容		・滞納整理システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う滞納整理システムの改修
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	滞納整理システムの運用保守業務

委託事項2		三つ折り葉書（督促状等）印刷製本及び圧着加工業務委託	
①委託内容		納税義務者に送付する葉書の印刷物作成および圧着加工業務	
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		東洋印刷株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		税系システム標準準拠システム導入業務委託	
①委託内容		・標準準拠システムの構築業務 ・ガバメントクラウド上での環境構築業務 ・ガバメントクラウド運用管理補助業務	
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑥再委託事項	標準準拠の税系システム構築作業	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）			
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている （ 1 ）件 ☐ 移転を行っている （ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1		国税庁長官、都道府県知事、市町村長	
①法令上の根拠		番号法第19条第10号	
②提供先における用途		国税、地方税に関する事務	
③提供する情報		固定資産税滞納情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		固定資産税納税における滞納情報を有する対象者	
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙	
⑦時期・頻度		特定個人情報の提供依頼がある都度	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜滞納整理システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP」という。）のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること、②日本国内でデータ保管していることの条件を満たしている。 ・特定個人情報はクラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ＜紙、電子記録媒体における措置＞ ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。
7. 備考	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
公金受取口座情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	市税還付金請求者のうち公金受取口座への還付を希望する者	
その必要性	還付金振込口座を正確に特定し還付業務を効率的に行うため	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録情報)	
	その妥当性	<識別情報> ① 対象者を正確に特定するために記録する。 <連絡先等情報> ① 5情報、連絡先: 本人との連絡に使用するため。 ② その他住民票関係情報: 家族関係、死亡または相続の確認のため。 <業務関係情報> ① 口座登録情報については、還付事務のため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和5年10月1日	
⑥事務担当部署	総務局税務室税制課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、資産税課、生活福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (給与支払者、金融機関、生命保険等の事業者) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN回線)
③使用目的 ※		還付請求時の意思表示に基づき公金受取口座情報を取得。
④使用の主体	使用部署	税制課
	使用者数	[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		市税等の還付に関する事務 ・還付金請求権者の意思表示に基づき、公金受取口座を把握し当該口座に還付するために使用。
	情報の突合	入手した情報について、対象者に係る本市保有情報と突合して正確に対象者を特定する。
⑥使用開始日		令和5年10月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		明石市個人住民税等システム構築・運用業務
①委託内容		・収納消込システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う収納消込システムの改修
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	収納システムの運用保守業務

委託事項2		番号連携サーバ等維持管理業務委託	
①委託内容		団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)の保守・運用業務	
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		富士通Japan株式会社 関西支社(兵庫)	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		明石市共通管理系システム構築・運用業務委託	
①委託内容		共通基盤システム及び共通管理系システムの保守・運用業務	
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		富士通グループ明石市共通管理系システム構築・運用業務共同事業体	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑥再委託事項	共通基盤システム等の保守・運用業務における作業担当として、技術支店作業を行う。	
委託事項4		税系システム標準準拠システム導入業務委託	
①委託内容		・標準準拠システムの構築業務 ・ガバメントクラウド上での環境構築業務 ・ガバメントクラウド運用管理補助業務	
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑥再委託事項	標準準拠の税系システム構築作業	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<固定資産税システム(公金受取口座情報を管理するシステムとして同義。)、共通基盤システムにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること、②日本国内でデータ保管していることの条件を満たしている。 ・特定個人情報はクラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 <紙、電子記録媒体における措置> ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 税共通宛名情報

(1)番号法番号情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.履歴番号、4.サフ履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.個人法人区分、14.個人番号、15.法人番号、16.システム内統合宛名番号、17.情報提供フラグ

(2)税宛名情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.履歴番号、4.サフ履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.現居住地区コード、14.使用業務コード、15.同定フラグ、16.住民区分、17.住民日、18.住民届出日、19.住定日、20.実定日、21.個人法人区分、22.法人種別区分、23.共有者フラグ、24.世帯番号、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.氏名カナ、28.氏名漢字、29.編集済氏名カナ、30.編集済氏名漢字、31.旧氏名カナ、32.旧氏名漢字、33.検索用氏名カナ、34.検索用氏名漢字、35.検索用旧氏名カナ、36.検索用旧氏名漢字、37.国籍コード、38.現住所郵便番号、39.現住所コード、40.現住所県名付加区分、41.現住所、42.現住所地番、43.現住所方書カナ、44.現住所方書漢字、45.現住所部屋番号、46.現住所前漢字地番数値、47.現住所前漢字地番数値1、48.現住所前漢字地番数値2、49.現住所前漢字地番数値3、50.現住所後漢字地番数値、51.現住所行政区コード、52.現住所自治会コード、53.現住所町内会コード、54.現住所小学校区コード、55.現住所中学校区コード、56.本籍地住所、57.転出先郵便番号、58.転出先住所コード、59.転出先住所、60.転出先地番、61.転出先方書カナ、62.転出先方書漢字、63.転出先部屋番号、64.転出先前漢字地番数値、65.転出先前漢字地番数値1、66.転出先前漢字地番数値2、67.転出先前漢字地番数値3、68.転出先後漢字地番数値、69.転入前住所郵便番号、70.転入前住所コード、71.転入前住所、72.転入前住所所番、73.転入前住所方書カナ、74.転入前住所方書漢字、75.転入前部屋番号、76.宛名郵便番号、77.宛名住所コード、78.宛名住所県名付加区分、79.宛名住所、80.宛名地番、81.宛名方書カナ、82.宛名方書漢字、83.宛名部屋番号、84.宛名前漢字地番数値、85.宛名地番数値1、86.宛名地番数値2、87.宛名地番数値3、88.宛名後漢字地番数値、89.宛名行政区コード、90.宛名自治会コード、91.宛名町内会コード、92.宛名小学校区コード、93.宛名中学校区コード、94.宛名住所変更フラグ、95.生年月日、96.生年月日不詳フラグ、97.元号フラグ、98.性別区分、99.続柄コード、100.続柄名称漢字、101.外国人通称氏名カナ、102.外国人通称氏名漢字、103.外国人本名カナ、104.外国人本名、105.宛名消除区分、106.亡者フラグ、107.宛名異動事由コード、108.異動日、109.異動届出日、110.宛名増減事由コード、111.増減異動日、112.記載順位、113.混合世帯番号、114.任意世帯番号、115.親事業所コード、116.特徴指定番号、117.共有者人数、118.法人代表者氏名漢字、119.登録資格区分、120.個人履歴番号

(3)税住登外情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.履歴番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コード、12.同定フラグ、13.抹消フラグ、14.検索区分、15.個人法人区分、16.法人種別区分、17.組織コード、18.表示位置、19.世帯番号、20.氏名カナ、21.氏名漢字、22.支店名カナ、23.支店名漢字、24.編集済氏名カナ、25.編集済氏名漢字、26.旧氏名カナ、27.旧氏名漢字、28.検索用氏名カナ、29.検索用氏名漢字、30.検索用旧氏名カナ、31.検索用旧氏名漢字、32.代表者氏名カナ、33.代表者氏名漢字、34.国籍コード、35.現住所郵便番号、36.現住所コード、37.現住所、38.現住所所番、39.現住所方書カナ、40.現住所方書漢字、41.現住所行政区コード、42.生年月日、43.元号フラグ、44.性別区分、45.続柄コード、46.続柄名称漢字、47.異動日、48.異動区分、49.亡者フラグ、50.共有者取込元番号、51.産業分類コード、52.親事業所コード、53.特徴指定番号、54.共有者人数、55.代表者宛名番号、56.登録資格区分、57.認可年月日、58.官公庁フラグ、59.宛名番号引継フラグ、60.登記簿チェック、61.使用業務コード、62.使用業務名称、63.備考、64.備考日付

(4)送付先情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.税目コード、4.履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.送付開始年月日、14.送付終了年月日、15.送付先氏名カナ、16.送付先氏名漢字、17.送付先郵便番号、18.送付先住所コード、19.送付先住所、20.送付先住所所番、21.送付先方書カナ、22.送付先方書漢字、23.送付先部屋番号、24.送付先前漢字地番数値、25.送付先前漢字地番数値1、26.送付先前漢字地番数値2、27.送付先前漢字地番数値3、28.送付先後漢字地番数値、29.送付先行政区コード、30.備考

(5)連絡先情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.電話番号ID、4.履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.宛名連絡先コード、14.連絡先名、15.連絡先郵便番号、16.連絡先住所コード、17.連絡先住所、18.連絡先住所所番、19.連絡先方書漢字、20.連絡先部屋番号、21.連絡先前漢字地番数値、22.連絡先前漢字地番数値1、23.連絡先前漢字地番数値2、24.連絡先前漢字地番数値3、25.連絡先後漢字地番数値、26.連絡先電子メールアドレス

(6)口座情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.税目コード、4.口座登録区分、5.履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.申込年月日、15.振替区分、16.開始年月日、17.廃止年月日、18.口座停止日、19.停止解除日、20.銀行コード、21.支店コード、22.口座番号、23.通帳番号末番、24.預金種別区分、25.名義人カナ、26.名義人漢字、27.掲載希望区分、28.口座優先区分、29.備考

(7)納管人情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.税目コード、4.履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.納管人宛名番号、14.納管人区分、15.納管人開始年月日、16.納管人終了年月日、17.備考

(8)抑止管理情報

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

共有情報

自治体コード、共有員個人番号、共有構成番号、部屋番号等、共有区分、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、持分分子、持分分母、非課税区分、端数支払いフラグ、個送付区分、固定区分所有補正率、都市区分所有補正率、共有員共有構成番号、共有員共有区分、共有員履歴番号、登記事由、登記年月日、異動事由コード、異動年月日、閉鎖年月日、備考、持分異動事由コード、持分異動年月日、特定共用計算区分、特定共用居住区分、家屋物件番号

名寄情報

土地所有者数、家屋所有者数、課税分土地筆数、非課税分土地筆数、合計土地筆数、課税分家屋筆数、非課税分家屋筆数、合計家屋筆数、合計課税分土地地積、合計非課税分土地地積、合計課税分家屋地積、合計非課税分家屋地積、土地評価額、家屋評価額、償却評価額、償却決定価格、償却帳簿価格、共用土地固定按分課標、共用土地都市按分課標、固定土地共有分課標、固定家屋共有分課標、固定償却共有分課標、都市土地共有分課標、都市家屋共有分課標、固土共有分未満課標、固家共有分未満課標、固償共有分未満課標、都土共有分未満課標、都家共有分未満課標、再計算フラグ、更正フラグ、印刷フラグ、デバックフラグ、区分所有物件保持者フラグ、強制更正対象者フラグ、固定土地軽減対象課標、都市土地軽減対象課標、固定家屋軽減対象課標、都市家屋軽減対象課標、更正メモ、固定階層別補正額、都計階層別補正額

土地登記情報

自治体コード、土地物件番号、登記履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、sortkey、所在地番1、所在地番2、所在地番3、所在地番5、所在地番6、所在地番7、所在地番8、所在地番表記コード、地番名漢字、登記名義人個人番号、登記名義人氏名カナ、登記名義人氏名漢字、登記名義人住所、登記名義人共有区分、登記名義人構成番号、登記名義人構成履歴番号、検索用氏名カナ、検索用氏名漢字、納税義務者個人番号、納税義務者所有者区分、納税義務者共有区分、納税義務者構成番号、納税義務者構成履歴番号、登記地目コード、登記地積、登記年月日、登記事由、原因年月日、原因事由コード、土地区分コード、沿革情報土地物件番号、沿革情報履歴番号、沿革情報入力フラグ、登記書データ発行番号、登記書データ整理番号、登記書データ受付年月日、登記書データ受付番号、閉鎖年月日、遡及閉鎖年月日、遡及閉鎖フラグ、備考、予備1、予備2、予備3、予備4、予備A、予備B、予備C、予備D、予備E、予備F

土地課税情報

自治体コード、対象年度、土地物件番号、分割番号、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、sortkey、後続土地物件番号、前回土地物件番号、現況地目、現況地積、更地区分、更地地積、画地番号、住宅用地積強制フラグ、住宅用地積、住宅用住宅数、小規模住宅地積、一般住宅地積、非住宅地積、課税地積、非課税地積、非課税コード、非課税事由、非課税年月日、非課税事由コード、都市計画区分コード、市街化コード、造成費高さ、造成費コード、軽減コード1、軽減1開始年度、軽減1終了年度、軽減1対象地積、軽減コード2、軽減2開始年度、軽減2終了年度、軽減2対象地積、減免コード、減免開始年度、減免終了年度、固定減免分子、固定減免分母、都市減免分子、都市減免分母、減免期割分子、減免期割分母、減免対象地積、保有税コード、保有税年月日、農地コード、国土調査コード、国土調査地積、国土調査年度、生産緑地コード、猶予関連認定コード、猶予関連農地コード、猶予関連申告年度、猶予関連起点年度、猶予関連確認年度、第16条開始年度、第29条開始年度、市街化農地適用年度、評価方法コード、標準地番号、この土地の標準地番号、用途コード、幅員、間口、奥行、形状コード、角地コード、道路補正率、奥行補正率、形状補正率、補正率共通区分1、補正率共通率1、補正率共通区分2、補正率共通率2、補正率共通区分3、補正率共通率3、補正率共通区分4、補正率共通率4、補正率共通区分5、補正率共通率5、合計補正率、最新年度評価額、課標基準年度、基準固定小規模課標、基準固定一般課標、基準固定非住宅個課標、基準都市小規模課標、基準都市一般課標、基準都市非住宅個課標、図面番号、敷地権有りフラグ、区画整理区分、区画整理仮換地指定年月日、区画整理使用収益開始年月日、仮換地番号、従前所在地番1、従前所在地番2、従前所在地番3、従前所在地番5、従前所在地番6、従前所在地番7、従前所在地番8、従前所在地番表記コード、従前地番名漢字、区分所有対象フラグ、区分所有按分率分子、区分所有按分率分母、貸地フラグ、他者義務者個人番号、他者持ち分小数部分、特定共用土地フラグ、特定共用土地居住割合、路線開始年度、比準課税区分、史跡区分、農地転換コード、農地転用年月日、砂防指定地区分、砂防指定地積、農業用施設用地コード、新宅既存宅フラグ、生産緑地制限、接点区分、鉄軌道隣接区分、住居表示地番、宅地比準区分、共用土地小規模戸数、共用土地一般戸数、前年評価額計算フラグ、再計算フラグ、更新フラグ、異動区分パターンコード、物件異動事由、物件異動年月日、所有者異動事由、所有者異動年月日、住宅用コード、代表所在地番1、代表所在地番2、代表所在地番3、代表所在地番5、代表所在地番6、代表所在地番7、代表所在地番8、代表所在地番表記コード、住宅用地比率、小規模住宅比率、附近地区分、附近地目区分、附近地番号、附近価格、一般共有番号、登記履歴番号、証明書用備考、複合利用番号、複合利用履歴番号、被災住宅用地フラグ、被災住宅開始年度、被災住宅終了年度、被災代替住宅用地フラグ、被災代替住宅開始年度、被災代替住宅終了年度、災害区分1、災害区分2、災害区分3、影響区分1、影響区分2、影響区分3、災害情報覚え、備考、予備1、予備2、予備3、予備4、予備A、予備B、予備C、予備D、予備E、予備F、移行用所在地番1、移行用所在地番2、移行用所在地番3、移行用所在地番5、移行用所在地番6、移行用所在地番7、移行用所在地番8、移行用所在地番表記コード、空家法認定開始年度、空家法認定終了年度、遊休農地勧告年度、遊休農地勧告撤回年度

市税収納消込情報

自治体コード、識別番号(宛名番号及び個人番号)、履歴番号、サブ履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、現居住地区コード、使用業務コード、同定フラグ、住民区分、住民日、住民届出日、住定日、実定日、個人法人区分、法人種別区分、共有者フラグ、世帯番号、世帯主氏名カナ、世帯主氏名漢字、氏名カナ、氏名漢字、編集済氏名カナ、編集済氏名漢字、旧氏名カナ、旧氏名漢字、検索用氏名カナ、検索用氏名漢字、検索用旧氏名カナ、検索用旧氏名漢字、国籍コード、現住所郵便番号、現住所コード、現住所県名付加区分、現住所、現住所地番、現住所方書カナ、現住所方書漢字、現住所部屋番号、現住所前漢字地番数値、現住所後漢字地番数値1、現住所後漢字地番数値2、現住所後漢字地番数値3、現住所後漢字地番数値、現住所行政区コード、現住所自治会コード、現住所町内会コード、現住所小学校区コード、現住所中学校区コード、本籍地住所、転出先郵便番号、転出先住所コード、転出先住所、転出先地番、転出先方書カナ、転出先方書漢字、転出先部屋番号、転出先前漢字地番数値、転出先地番数値1、転出先地番数値2、転出先地番数値3、転出先後漢字地番数値、転入前住所郵便番号、転入前住所コード、転入前住所、転入前住所地番、転入前住所方書カナ、転入前住所方書漢字、転入前部屋番号、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名住所、宛名地番、宛名方書カナ、宛名方書漢字、宛名部屋番号、宛名前漢字地番数値、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名後漢字地番数値、宛名行政区コード、宛名自治会コード、宛名町内会コード、宛名小学校区コード、宛名中学校区コード、宛名住所変更フラグ、生年月日、生年月日不詳フラグ、元号フラグ、性別区分、続柄コード、続柄名称漢字、外国人通称氏名カナ、外国人通称氏名漢字、外国人本名カナ、外国人本名、宛名消除区分、亡者フラグ、宛名異動事由コード、異動日、異動届出日、宛名増減事由コード、増減異動日、記載順位、混合世帯番号、任意世帯番号、親事業所コード、特徴指定番号、共有者人数、法人代表者氏名漢字、登録資格区分、個人履歴番号、宛名ソートキー、電話番号ID、電話番号、編集電話番号、公開所属ID、電話番号区分、ユーザ名、所属名、業務ID、備考_60、税目コード、口座登録区分、申込年月日、振替区分、開始年月日、廃止年月日、口座停止日、停止解除日、銀行コード、支店コード、口座番号、通帳番号末番、預金種別区分、名義人カナ、名義人漢字、掲載希望区分、口座優先区分、備考_60、ソート順、納管人個人番号、納管人区分、納管人開始年月日、納管人終了年月日、送付開始年月日、送付終了年月日、送付先氏名カナ、送付先氏名漢字、送付先郵便番号、送付先住所コード、送付先住所、送付先住所地番、送付先方書カナ、送付先方書漢字、送付先部屋番号、送付先前漢字地番数値、送付先地番数値1、送付先地番数値2、送付先地番数値3、送付先後漢字地番数値、送付先行政区コード、法人番号、システム内統合宛名番号、情報提供フラグ、収納キー1、収納キー2、賦課年度、対象年度、通知書番号、期別コード、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、連番、期割区分、調定年度、会計年度、前納報奨金、車両登録キー、車検区分コード、減免コード、期別調定額、期別収納額、延滞金調定額、延滞金収納額、督促料調定額、督促料収納額、納期限、繰上前納期限、納期変更フラグ、収納年月日、領収年月日、繰越時調定額、繰越時収納額、繰越調定額、繰越年月日、不納欠損額、表示用税目コード、表示用期月、随期フラグ、更正回数、収納回数、還付回数、充当回数、口振不能回数、納通返戻設定カウンタ、納通返戻設定年月日、督促返戻設定カウンタ、督促返戻設定年月日、納通発送年月日、督促発行年月日、更正年月日、国税更正年月日、更正届出年月日、更正請求年月日、更正通知年月日、過誤納金発生事由コード、法定納期限等、法定納期限、業務固有キー、漢字業務固有キー、申告年月日、調定年月日、延長月数、重加算対象税額、納税計画対象額、納税計画状態コード、納税計画カウンタ、執

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

土地評価情報

自治体コード,対象年度,計算基準年度,土地物件番号,分割番号,履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,評価区分,最新基準年度フラグ,正面路線番号,正面路線間口,正面路線奥行,正面路線奥行補正,正面路線奥行逓減,正面路線奥行短小,正面路線奥行長大,正面路線間口狭小,正面路線補正区分1,正面路線補正率1,正面路線補正区分2,正面路線補正率2,正面路線補正区分3,正面路線補正率3,正面路線補正区分4,正面路線補正率4,正面路線補正区分5,正面路線補正率5,一側方路線番号,一側方路線間口,一側方路線奥行,一側方路線奥行補正,一側方路線奥行逓減,一側方路線奥行短小,一側方路線奥行長大,一側方路線間口狭小,一側方路線角地コード,一側方路線加算率,一側方路線補正区分1,一側方路線補正率1,一側方路線補正区分2,一側方路線補正率2,一側方路線補正区分3,一側方路線補正率3,一側方路線補正区分4,一側方路線補正率4,一側方路線補正区分5,一側方路線補正率5,二側方路線番号,二側方路線間口,二側方路線奥行,二側方路線奥行補正,二側方路線奥行逓減,二側方路線奥行短小,二側方路線奥行長大,二側方路線間口狭小,二側方路線角地コード,二側方路線加算率,二側方路線補正区分1,二側方路線補正率1,二側方路線補正区分2,二側方路線補正率2,二側方路線補正区分3,二側方路線補正率3,二側方路線補正区分4,二側方路線補正率4,二側方路線補正区分5,二側方路線補正率5,二方路線番号,二方路線間口,二方路線奥行,二方路線奥行補正,二方路線奥行逓減,二方路線奥行短小,二方路線奥行長大,二方路線間口狭小,二方路線角地コード,二方路線加算率,二方路線補正区分1,二方路線補正率1,二方路線補正区分2,二方路線補正率2,二方路線補正区分3,二方路線補正率3,二方路線補正区分4,二方路線補正率4,二方路線補正区分5,二方路線補正率5,想定整形地間口,想定整形地奥行,画地面積,現況図地積,陸地割合,不整形地補正率,不整形地強制補正率,計算上の奥行,無道路地長さ,無道路地の補正率,無道路地補正率,近い奥行,通路開設補正率,三角地対角,三角地底角,三角地面積,三角地補正率,袋地長さ,袋地補正率,崖地面積,崖地補正率,高低差区分,高低差,高低差補正率,都市認可面積,都市認可補正率,都市決定面積,都市決定補正率,道路性格コード,道路性格補正率,高圧線下地積,高圧線下漬地地積,高圧線補正率,歩道橋間口,歩道橋幅員,歩道橋補正率,比準地区区分,比準角地区分,道路比準コード,路線影響区分,路線影響補正率,雑種地補正率,幅員,幅員差補正率,街路区分,街路区分補正率,舗装区分,舗装区分補正率,私道区分,私道補正率,間口,奥行,形状コード,角地コード,道路補正率,奥行補正率,形状補正率,自然条件比準割合,経済条件比準割合,災害条件比準割合,標宅用日照補正区分,標宅用日照補正率,標宅用乾湿補正区分,標宅用乾湿補正率,標宅用面積区分,標宅用面積補正率,標宅用耕うん区分,標宅用耕うん補正率,標宅用災害区分,標宅用災害補正率,標宅用傾斜区分,標宅用傾斜補正率,標宅用保水区分,標宅用保水補正率,自然その他比準割合区分,自然その他比準割合,経済その他比準割合区分,経済その他比準割合,災害その他比準割合区分,災害その他比準割合,標宅用標高差,標宅用標高差補正率,補正率共通区分1,補正率共通率1,補正率共通区分2,補正率共通率2,補正率共通区分3,補正率共通率3,補正率共通区分4,補正率共通率4,補正率共通区分5,補正率共通率5,補正率共通区分6,補正率共通率6,補正率共通区分7,補正率共通率7,合計補正率,正面路線評点数,一側路線評点数,二側路線評点数,二方路線評点数,合計評点数,奥行比準割合,形状比準割合,強制形状比準割合,形状比準割合区分1,形状比準割合1,形状比準割合区分2,形状比準割合2,形状比準割合区分3,形状比準割合3,その他比準割合,その他比準割合区分1,その他比準割合1,その他比準割合区分2,その他比準割合2,その他比準割合区分3,その他比準割合3,形状比準割合区分4,形状比準割合4,比準割合,異動区分パターンコード,備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

家屋登記情報

自治体コード,家屋物件番号,登記履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,sortkey,同棟家屋物件番号,同棟家屋履歴番号,所在地番1,所在地番2,所在地番3,所在地番5,所在地番6,所在地番7,所在地番8,所在地番表記コード,地番名漢字,登記名義人個人番号,登記名義人氏名カナ,登記名義人氏名漢字,登記名義人住所,登記名義人共有区分,登記名義人構成番号,登記名義人部屋番号等,登記名義人構成履歴番号,検索用氏名カナ,検索用氏名漢字,納税義務者個人番号,納税義務者所有者区分,納税義務者共有区分,納税義務者構成番号,納税義務者部屋番号等,納税義務者構成履歴番号,家屋番号,建物番号,建築年月日,計算上の西暦建築年度,減失年月日,登記用途1,登記用途2,登記用途3,構造登記コード,屋根登記コード,階層地上登記コード,階層地下登記コード,登記1F床面積,登記1F以外床面積,登記床面積,登記年月日,登記事由,登記原因年月日,原因事由コード,符号,所在地番21,所在地番22,所在地番23,所在地番25,所在地番26,所在地番27,所在地番28,所在地番2表記コード,所在地番2地番名漢字,所在地番31,所在地番32,所在地番33,所在地番35,所在地番36,所在地番37,所在地番38,所在地番3表記コード,所在地番3地番名漢字,区分所有按分率分子,区分所有按分率分母,登記入力状況,登記書データ発行番号,登記書データ整理番号,登記書データ受付年月日,登記書データ受付番号,閉鎖年月日,遡及閉鎖年月日,遡及閉鎖フラグ,備考,予備1,予備2,予備3,予備4,予備A,予備B,予備C,予備D,予備E,予備F

家屋課税情報

自治体コード,対象年度,家屋物件番号,履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,sortkey,同棟家屋物件番号,旧整理番号,棟数カウントflag,種別現況コード,現況用途A,構造現況コード,屋根現況コード,階層地上現況コード,階層地下現況コード,都市計画区分,市街化区分,非課税区分,現況1F床面積,現況1F以外床面積,現況床面積,併用住宅床面積,従用途現況コード,従部分床面積,経年減点補正率,需給事情補正率,積雪補正率,寒冷補正率,損耗補正率,損耗補正適用年度,その他1家屋補正率,その他1補正区分,その他2家屋補正率,その他2補正区分,単位当再建築費,再建築費,建築年当初の再建築費,前回の単位当再建築費,前回の再建築費,一点単価,評価額,前回の評価額,今回の評価額,固定課税,都計課税,軽減コード,軽減開始年度,軽減終了年度,軽減対象床面積,軽固定減対象課税,都計軽減対象課税,軽減する固定税額,軽減する都計税額,軽減コード2,軽減2開始年度,軽減2終了年度,軽減2対象床面積,固定2軽減対象課税,都計2軽減対象課税,軽減する固定2税額,軽減する都計2税額,減免コード,減免開始年度,減免終了年度,減免対象床面積,固定減免分子,固定減免分母,都市減免分子,都市減免分母,減免期割分子,減免期割分母,固定減免課税,都市減免課税,固定減免税額,都市減免税額,固定相当税額,都市相当税額,増改築区分,新增築年月日,共同住宅区分,世帯数,物件異動事由,物件異動年月日,所有者異動事由,所有者異動年月日,再計算フラグ,新築分課税額軽減軽減課税,固定課税額軽減軽減課税,都計課税額軽減軽減課税,新築分税額軽減軽減税額,固定税額軽減軽減税額,都計税額軽減軽減税額,異動区分パターンコード,画地番号,一般共有通番,地番跨り筆数,調査年月日,比準,工法区分,決定分単位当評価額,入居世帯数,軽減戸数,軽減戸数2,主たる種類の登記用途コード,主たる種類の情報面積,主たる種類の情報評価額,主たる種類以外の登記用途コード1,主たる種類以外の情報1面積,主たる種類以外の情報1評価額,主たる種類以外の登記用途コード2,主たる種類以外の情報2面積,主たる種類以外の情報2評価額,第16条該当個数A面積,第16条該当個数B価格,第16条該当個数C割合,貸家フラグ,高床式住居区分,強制建築年度,強制建築年適用年度,強制床面積,従前所在地番1,従前所在地番2,従前所在地番3,従前所在地番5,従前所在地番6,従前所在地番7,従前所在地番8,従前所在地番表記コード,従前地番名漢字,固定税額軽減軽減対象課税,都市税額軽減軽減対象課税,固定適用税率,都市適用税率,共同住宅名称,建築年当初の単位当再建築費,一般共有番号,登記履歴番号,非課税事由コード,証明書用備考,災害区分1,災害区分2,災害区分3,影響区分1,影響区分2,影響区分3,災害情報覚え,備考,予備1,予備2,予備3,予備4,予備A,予備B,予備C,予備D,予備E,予備F,移行用所在地番1,移行用所在地番2,移行用所在地番3,移行用所在地番5,移行用所在地番6,移行用所在地番7,移行用所在地番8,移行用所在地番表記コード,軽減コード3,軽減3開始年度,軽減3終了年度,軽減3対象床面積,固定3軽減対象課税,都計3軽減対象課税,軽減する固定3税額,軽減する都計3税額,軽減コード4,軽減4開始年度,軽減4終了年度,軽減4対象床面積,固定4軽減対象課税,都計4軽減対象課税,軽減する固定4税額,軽減する都計4税額,軽減コード5,軽減5開始年度,軽減5終了年度,軽減5対象床面積,固定5軽減対象課税,都計5軽減対象課税,軽減する固定5税額,軽減する都計5税額,軽減コード6,軽減6開始年度,軽減6終了年度,軽減6対象床面積,固定6軽減対象課税,都計6軽減対象課税,軽減する固定6税額,軽減する都計6税額,軽減戸数3,軽減戸数4,軽減戸数5,軽減戸数6,建築物番号,建築物部屋番号等,固定階層別補正額,都計階層別補正額,

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

償却課税情報

自治体コード,対象年度,義務者個人番号,履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,所有者個人番号,構築物前年前取得価格,構築物前年中減少取得価格,構築物前年中取得価格,構築物合計取得価格,構築物帳簿価格,構築物評価額,構築物決定価格,構築物課税,構築物控除前課税,構築物償却特例コード1,構築物特例1控除額,構築物特例1課税,構築物減免コード1,構築物減免1控除額,構築物減免1課税,構築物償却特例コード2,構築物特例2控除額,構築物特例2課税,構築物減免コード2,構築物減免2控除額,構築物減免2課税,機械前年前取得価格,機械前年中減少取得価格,機械前年中取得価格,機械合計取得価格,機械帳簿価格,機械評価額,機械決定価格,機械課税,機械控除前課税,機械償却特例コード1,機械特例1控除額,機械特例1課税,機械減免コード1,機械減免1控除額,機械減免1課税,機械償却特例コード2,機械特例2控除額,機械特例2課税,機械減免コード2,機械減免2控除額,機械減免2課税,船舶前年前取得価格,船舶前年中減少取得価格,船舶前年中取得価格,船舶合計取得価格,船舶帳簿価格,船舶評価額,船舶決定価格,船舶課税,船舶控除前課税,船舶償却特例コード1,船舶特例1控除額,船舶特例1課税,船舶減免コード1,船舶減免1控除額,船舶減免1課税,船舶償却特例コード2,船舶特例2控除額,船舶特例2課税,船舶減免コード2,船舶減免2控除額,船舶減免2課税,航空機前年前取得価格,航空機前年中減少取得価格,航空機前年中取得価格,航空機合計取得価格,航空機帳簿価格,航空機評価額,航空機決定価格,航空機課税,航空機控除前課税,航空機償却特例コード1,航空機特例1控除額,航空機特例1課税,航空機減免コード1,航空機減免1控除額,航空機減免1課税,航空機償却特例コード2,航空機特例2控除額,航空機特例2課税,航空機減免コード2,航空機減免2控除額,航空機減免2課税,車両前年前取得価格,車両前年中減少取得価格,車両前年中取得価格,車両合計取得価格,車両帳簿価格,車両評価額,車両決定価格,車両課税,車両控除前課税,車両償却特例コード1,車両特例1控除額,車両特例1課税,車両減免コード1,車両減免1控除額,車両減免1課税,車両償却特例コード2,車両特例2控除額,車両特例2課税,車両減免コード2,車両減免2控除額,車両減免2課税,工具前年前取得価格,工具前年中減少取得価格,工具前年中取得価格,工具合計取得価格,工具帳簿価格,工具評価額,工具決定価格,工具課税標準額,工具控除前課税,工具償却特例コード1,工具特例1控除額,工具特例1課税,工具減免コード1,工具減免1控除額,工具減免1課税,工具償却特例コード2,工具特例2控除額,工具特例2課税,工具減免コード2,工具減免2控除額,工具減免2課税,合計前年前取得価格,合計前年中減少取得価格,合計前年中取得価格,合計取得価格,合計帳簿価格,合計評価額,合計決定価格,合計課税,合計特例控除額,合計特例課税,合計控除前課税,合計減免控除額,合計減免課税,按分分子,按分分母,減免フラグ,減免分子,減免分母,非課税フラグ,決定区分,申告区分コード,異動区分パターンコード,申告書優先フラグ,配分区分,資産所在地住所,備考,

償却明細情報

自治体コード,対象年度,資産種類,資産コード,所有者個人番号,履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,義務者個人番号,償却資産名称,数量,取得年月,取得価格,本年度評価額,前年度評価額,本年度帳簿価格,前年度帳簿価格,決定価格,課税標準額,控除前課税,減少取得価格,特例軽減課税,最新償却耐用年数,取得償却耐用年数,耐用年数変更年度,減価残存率,償却特例コード,増加事由,減少事由,減少区分,評価最低限度区分,帳簿最低限度区分,決定区分,異動区分パターンコード,特例適用年度,特例率分子,特例率分母,強制入力評価額,按分分子,按分分母,申告区分コード,処理区分,再計算フラグ,減免コード,減免分子,減免分母,減免控除額,期別按分分子,期別按分分母,大規模償却資産,増加償却率,計算方法フラグ,課税標準額強制フラグ,非課税フラグ,減免開始年度,減免終了年度,

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【市税滞納管理ファイル】

1. 宛名情報

1.識別番号(宛名番号及び個人番号),2.住民区分,3.通知書番号,4.リンク番号,5.一元区分,6.世帯番号,7.主従区分,8.主担当者コード,9.主担当者変更事由,10.予定金額,11.事業種目コード,12.付箋内容コード,13.件名,14.住所,15.住所コード,16.住所外字フラグ,17.住所履歴連番,18.住所超過フラグ,19.住民区分,20.使用区分,21.備考,22.優先順位,23.入力区分,24.出張担当フラグ,25.出張担当者コード,26.出張担当者変更事由,27.前回入力区分,28.前回基準日,29.前回期限,30.前回滞納区分,31.前回設定日,32.副担当者コード,33.副担当者変更事由,34.勤務先リンク番号,35.勤務先入力区分,36.勤務先連番,37.口座名義人カナ,38.口座番号,39.口座連番,40.号枝番,41.名寄リンク番号,42.名称清音カナ,43.国籍コード,44.地図区分,45.地図巻コード,46.地図年度,47.地図番号,48.地図図,49.基準日,50.外国人力カナ,51.外国人本名,52.子々番,53.子番,54.宛名,55.宛名カナ,56.宛名外字フラグ,57.宛名超過フラグ,58.対象課税終了年度,59.対象課税開始年度,60.就職日,61.性別コード,62.戸籍連番,63.担当割地区コード,64.拠点コード,65.支店コード,66.数値1,67.数値2,68.数値3,69.数値4,70.数値5,71.文字1,72.文字10,73.文字2,74.文字3,75.文字4,76.文字5,77.文字6,78.文字7,79.文字8,80.文字9,81.方書,82.日付1,83.日付2,84.日付3,85.日付4,86.日付5,87.日本語1,88.日本語2,89.日本語3,90.日本語4,91.日本語5,92.時刻,93.更新ユーザID,94.更新ユーザーID,95.更新日時,96.更新画面ID,97.更新端末名,98.有効フラグ,99.期限,100.本籍地,101.機能処理番号,102.機能種類コード,103.死亡日,104.法人名,105.法人力カナ,106.注意事項コード,107.消除事由,108.消除日,109.滞納事由,110.滞納区分,111.滞納科目コード1,112.滞納科目コード10,113.滞納科目コード11,114.滞納科目コード12,115.滞納科目コード13,116.滞納科目コード14,117.滞納科目コード15,118.滞納科目コード2,119.滞納科目コード3,120.滞納科目コード4,121.滞納科目コード5,122.滞納科目コード6,123.滞納科目コード7,124.滞納科目コード8,125.滞納科目コード9,126.滞納金額,127.照会印刷除外フラグ,128.特別事由,129.特別区分,130.特記メモ,131.特記事項,132.生保廃止日,133.生保開始日,134.生年月日,135.町コード,136.画像用途コード,137.画像種類コード,138.番地番,139.異動事由,140.異動日,141.発行制限区分,142.発行機能コード,143.登録事由,144.登録日,145.確定延滞金,146.科目,147.筆頭者名,148.約束内容コード,149.約束履行有無,150.約束日,151.約束時刻,152.約束連番,153.納付種類コード,154.納税組合コード,155.終了日,156.続柄コード,157.職業コード,158.自治省コード,159.色コード,160.行政区コード,161.記録日,162.記録時刻,163.設定日,164.設定者ID,165.詳細連番,166.調査日,167.返戻フラグ,168.退職日,169.送付先リンク番号,170.送付先区分,171.送付先名,172.送付先力カナ,173.送付先外字フラグ,174.送付先超過フラグ,175.送付先連番,176.通称名,177.通称名カナ,178.連絡先コード,179.連絡先内容,180.連絡先名,181.連絡先種類コード,182.連絡先連番,183.郵便番号,184.金融機関コード,185.開始日,186.関連種類コード,187.関連者リンク番号,188.預金種別コード,189.DV区分

2. 期別情報

1.コンビニバーコード,2.データ区分,3.完納フラグ,4.申告区分,5.科目,6.通知書番号,7.リンク番号,8.事由発生日,9.作成日,10.修正延滞金,11.修正督促手数料,12.修正調定額,13.停止種類コード,14.催告延長期限,15.入力区分,16.内数種類コード,17.処分連番,18.処理拠点コード,19.収納履歴連番,20.収納延滞金,21.収納方法コード,22.収納日,23.収納督促手数料,24.収納連番,25.収納額,26.口座不能フラグ,27.執行停止時効完成日,28.執行停止時効起算日,29.完納フラグ,30.延滞金,31.延滞金起算日,32.指示順序,33.支店コード,34.数値1,35.数値2,36.数値3,37.数値4,38.数値5,39.文字1,40.文字10,41.文字2,42.文字3,43.文字4,44.文字5,45.文字6,46.文字7,47.文字8,48.文字9,49.日本語1,50.日本語2,51.日本語3,52.日本語4,53.日本語5,54.時効事由,55.時効完成日,56.時効履歴連番,57.時効起算日,58.更新ユーザID,59.更新ユーザーID,60.更新日時,61.更新画面ID,62.更新端末名,63.更正延滞金,64.最終収納日,65.最終領収日,66.期,67.根拠法令等,68.機能処理番号,69.機能種類コード,70.欠損事由,71.欠損年度,72.欠損理由,73.欠損理由詳細,74.欠損督促手数料,75.欠損確定日,76.欠損種類コード,77.欠損調定額,78.活動・調査事項,79.消込日,80.消込管理番号,81.申告区分,82.発行年度,83.発送予定日,84.発送内容コード,85.発送種類コード,86.相当年度,87.督促手数料,88.督促状指定納期限,89.督促発送期限,90.督促停止連番,91.確定延滞金,92.確定延滞金有無,93.科目,94.納付延滞金,95.納付書番号,96.納付書番号内連番,97.納付督促手数料,98.納付金額,99.納期限,100.納税組合コード,101.累計収納額,102.累計延滞金,103.累計督促手数料,104.終了日,105.経過記録連番,106.設定日,107.調定額,108.資格番号,109.賦課年度,110.賦課拠点コード,111.返戻経過記録連番,112.通知書番号,113.速報データ区分,114.金融機関コード,115.開始日,116.集合通知書番号,117.領収日,118.領収時刻

3. 経過記録情報

1.イメージデータID,2.リンク番号,3.交渉結果コード,4.件名,5.処理拠点コード,6.区分1,7.区分2,8.区分3,9.場所コード,10.帳票公示送達日,11.帳票公示送達状況コード,12.帳票再転送日,13.帳票回答有無,14.帳票延滞金計算日,15.帳票発送日,16.帳票種類コード,17.帳票調査日,18.帳票返戻日,19.帳票返戻解除日,20.担当者コード,21.担当者名,22.接触フラグ,23.日付1,24.日付2,25.更新ユーザID,26.更新日時,27.更新画面ID,28.更新端末名,29.画像種類コード,30.相手コード,31.経過内容,32.経過内容コード,33.経過種別コード,34.経過記録連番,35.記録日,36.記録時刻,37.記録詳細,38.重要表示フラグ

4. 分納情報

1.リンク番号,2.一回分金額,3.一括送付回数,4.備考,5.備考コード,6.内数種類コード,7.内訳連番,8.処理拠点コード,9.分納入金額,10.分納取消日,11.分納回数,12.分納対象区分,13.分納連番,14.分納開始年月,15.加算月A,16.加算月B,17.加算開始年A,18.加算開始年B,19.加算額A,20.加算額B,21.収納連番,22.口座名義人カナ,23.口座番号,24.回数,25.完納日,26.対応コード,27.履行判断区分,28.履行区分,29.年度機能処理番号,30.延滞金区分,31.延滞金計算フラグ,32.延滞金計算日,33.当初回数,34.担当者コード,35.担当者名,36.支店コード,37.日付区分,38.更新ユーザID,39.更新日時,40.更新画面ID,41.更新端末名,42.月間隔,43.本日入金額,44.決裁日,45.消込区分,46.現誓約フラグ,47.発行回数,48.発行日,49.督促フラグ,50.端数処理区分,51.管理番号,52.約束管理フラグ,53.納付予定日,54.納付合計額,55.納付延滞金,56.納付書番号,57.納付督促手数料,58.納付約束時刻,59.納付額,60.累計納付額,61.経過記録連番,62.計算方法区分,63.誓約日,64.資料番号,65.金融機関コード,66.預金種別コード

5. 延滞金減免情報

1.リンク番号,2.作成機能区分,3.処分連番,4.処理拠点コード,5.収納連番,6.延滞金減免連番,7.文書番号,8.文書番号年,9.更新ユーザID,10.更新日時,11.更新画面ID,12.更新端末名,13.機能種類コード,14.決裁事項内容,15.決裁日,16.決裁減免区分,17.決裁減免率,18.減免後延滞金,19.減免申請理由内容,20.減免終了日,21.減免開始日,22.申請日,23.申請減免区分,24.申請減免率,25.調査日

6. 納付受託情報

1.リンク番号,2.備考,3.内数種類コード,4.内訳連番,5.処理拠点コード,6.券面金額,7.収納連番,8.取消日,9.取立費用額,10.受託日,11.完了日,12.年度機能処理番号,13.延滞金区分,14.延滞金計算フラグ,15.延滞金計算日,16.担当者コード,17.担当者名,18.振出人名,19.振出地,20.振出日,21.支払人名,22.支払地,23.支払期日,24.更新ユーザID,25.更新日時,26.更新画面ID,27.更新端末名,28.決裁日,29.消込区分,30.督促フラグ,31.納付受託連番,32.納付合計額,33.納付延滞金,34.納付書番号,35.納付督促手数料,36.納付額,37.納期限,38.記号番号,39.証券種類コード

7. 入金情報

1.入金延滞金,2.入金日,3.入金督促手数料,4.入金納付書番号,5.入金納付書番号内連番,6.入金額,7.内数種類コード,8.収納履歴連番,9.収納方法コード,10.収納連番,11.取消フラグ,12.延滞金計算日,13.復命書印刷フラグ,14.担当者コード,15.担当者名,16.時効履歴連番,17.更新ユーザID,18.更新日時,19.更新画面ID,20.更新端末名,21.納付書印刷フラグ,22.経過記録連番,23.領収書番号

8. 債務承認情報

1.リンク番号,2.備考,3.内数種類コード,4.内訳連番,5.処理拠点コード,6.券面金額,7.収納連番,8.取消日,9.取立費用額,10.受託日,11.完了日,12.年度機能処理番号,13.延滞金区分,14.延滞金計算フラグ,15.延滞金計算日,16.担当者コード,17.担当者名,18.振出人名,19.振出地,20.振出日,21.支払人名,22.支払地,23.支払期日,24.更新ユーザID,25.更新日時,26.更新画面ID,27.更新端末名,28.決裁日,29.消込区分,30.督促フラグ,31.納付受託連番,32.納付合計額,33.納付延滞金,34.納付書番号,35.納付督促手数料,36.納付額,37.納期限,38.記号番号,39.証券種類コード
7. 入金情報
1.入金延滞金,2.入金日,3.入金督促手数料,4.入金納付書番号,5.入金納付書番号内連番,6.入金額,7.内数種類コード,8.収納履歴連番,9.収納方法コード,10.収納連番,11.取消フラグ,12.延滞金計算日,13.復命書印刷フラグ,14.担当者コード,15.担当者名,16.時効履歴連番,17.更新ユーザID,18.更新日時,19.更新画面ID,20.更新端末名,21.納付書印刷フラグ,22.経過記録連番,23.領収書番号
8. 債務承認情報
1.リンク番号,2.備考,3.債務承認連番,4.内数種類コード,5.内訳連番,6.収納連番,7.対応者,8.対応者コード,9.延滞金,10.延滞金計算フラグ,11.延滞金計算日,12.更新ユーザ

ID,13.更新日時,14.更新画面ID,15.更新端末名,16.未到来フラグ,17.機能種類コード,18.決裁日,19.督促フラグ,20.督促手数料,21.納付額,22.納期限,23.累計収納額,24.累計延滞金,25.累計督促手数料,26.要すフラグ,27.調定額,28.調査日,29.起案日

9. 調査情報

1.データ照会連番,2.リンク番号,3.丁目,4.住所,5.備考,6.内容,7.勤務先連番,8.名称,9.回答メモ,10.回答日,11.地番,12.更新ユーザID,13.更新日時,14.更新画面ID,15.更新端末名,16.照会先番号,17.照会区分,18.照会文書連番,19.照会日,20.照会状況区分,21.照会種類コード,22.町村,23.登録担当者コード,24.登録日,25.種別コード,26.自治省コード,27.詳細連番,28.調査予定区分,29.調査予定対象連番,30.調査予定連番,31.請求通数,1,32.請求通数2,33.財産連番,34.郡市区,35.関係者連番

10. 財産情報

1.データ連携番号,2.リンク番号,3.休日時コード,4.住所コード,5.住所相違,6.保護預り契約内容,7.保護預り契約有無,8.備考,9.債務者住所,10.債務者名,11.債務者郵便番号,12.債権額,13.公売区分,14.処分財産連番,15.処分連番,16.函番号,17.原簿閲覧日,18.参考事項,19.収納連番,20.取引有無,21.取扱店名,22.口座内容コード,23.口座名義人,24.口座番号,25.契約日,26.定期振込日,27.定期振込額,28.履行期限コード,29.履行期限内,30.差押見込コード,31.延滞金,32.当初貸付金額,33.所持者住所,34.所持者氏名,35.担保物件,36.時間指定1コード,37.時間指定2コード,38.更新ユーザID,39.更新日時,40.更新画面ID,41.更新端末名,42.最終取引日,43.権利者区分,44.権利者番号,45.毎月返済額,46.法定納期限等,47.満期日,48.現在残高,49.生命保険有無,50.登録番号,51.督促手数料,52.種別コード,53.種別内容,54.第三債務者住所,55.第三債務者住所コード,56.第三債務者名,57.第三債務者郵便番号,58.納期限,59.設定日,60.設置場所,61.詳細区分,62.詳細連番,63.調定額,64.調査日,65.調査財産連番,66.財産内容,67.財産種類コード,68.財産管理区分,69.財産連番,70.財産関連連番,71.貸付有無,72.貸付残高,73.貸金庫契約日,74.貸金庫契約有無,75.資料番号,76.車台番号,77.車名及び型式,78.返済予定日,79.送付先住所,80.送付先住所コード,81.送付先名,82.送付先郵便番号,83.配当見込区分,84.配当連番,85.電話番号,86.預金種別コード

11. 処分情報

1.カナ名称,2.リンク番号,3.事件番号,4.事件番号区分,5.事件番号年度,6.交付場所,7.交付時刻,8.交付期日,9.住所,10.住所コード,11.保管命令日,12.保管解除手続,13.備考,14.債権者番号,15.債権者財産連番,16.債権額,17.充当連番,18.入力区分,19.入金前残高,20.入金額,21.内数種類コード,22.内訳連番,23.処分リンク番号,24.処分状況コード,25.処分種別コード,26.処分種類コード,27.処分詳細コード,28.処分連番,29.処分金額,30.処理拠点コード,31.出張担当者コード,32.占有日,33.占有者住所,34.占有者住所コード,35.占有者名,36.占有者方書,37.占有者郵便番号,38.占有者関係,39.反対債権内容コード,40.反対債権金額,41.収納連番,42.取立種別コード,43.受付日,44.受付番号,45.受付番号区分,46.受入金額,47.合算区,48.名称,49.名称カナ,50.執行予定日,51.執行日,52.執行機関番号,53.変更後時刻,54.変更後納期限,55.差押日,56.帳票備考,57.延滞金,58.延滞金区分,59.延滞金計算フラグ,60.延滞金計算日,61.引渡期限,62.搜索場所,63.搜索日,64.搜索終了時刻,65.搜索開始時刻,66.搬出日,67.文書番号,68.文書番号年,69.方書,70.更新ユーザID,71.更新日時,72.更新画面ID,73.更新端末名,74.本日残高,75.残余金,76.残余金交付,77.残余金計算値,78.決裁日,79.法務局番号,80.法定納期限等,81.消込区分,82.漢字名称,83.特定記録送付日,84.発行日,85.登録年月日,86.督促フラグ,87.督促区分,88.督促手数料,89.破産手続開始日,90.破産管財人番号,91.種目内容,92.立会人1住所,93.立会人1住所コード,94.立会人1名,95.立会人1方書,96.立会人1郵便番号,97.立会人1関係,98.立会人2住所,99.立会人2住所コード,100.立会人2名,101.立会人2方書,102.立会人2郵便番号,103.立会人2関係,104.納付額,105.納期限,106.納期限変更連番,107.累計収納額,108.累計延滞金,109.累計督促手数料,110.職氏名番号,111.複数フラグ,112.解除処分連番,113.解除区分,114.解除日,115.解除理由,116.解除理由内容,117.設定日,118.詳細連番,119.調定額,120.財産引渡手続,121.財産種類コード,122.財産表示コード,123.財産連番,124.起案日,125.郵便番号,126.配当連番,127.配当金額,128.配当順位,129.配当額

12. 執行停止情報

1.リンク番号,2.代表者名,3.住基登録区分,4.住所,5.住所コード,6.処理拠点コード,7.勤務先名,8.取消事由,9.名称,10.名称カナ,11.執行停止理由,12.執行停止要件コード,13.執行停止解除理由,14.執行停止連番,15.文書番号,16.文書番号年,17.方書,18.更新ユーザID,19.更新日時,20.更新画面ID,21.更新端末名,22.決裁日,23.法人登記有無,24.照会先自治体コード,25.生年月日,26.解除日,27.起案日,28.転出先住基有無,29.転出先住所,30.転出先方書,31.転出先除票日,32.転出先除票理由コード,33.郵便番号,34.除票日,35.除票理由コード,36.電話番号

13. 猶予情報

1.リンク番号,2.住所,3.保証人リンク番号,4.処理拠点コード,5.原因日,6.取消理由,7.受付日,8.受付番号,9.受理日,10.名称,11.名称カナ,12.手入力フラグ,13.担保提供コード,14.担保提供内容,15.担保種類コード,16.文書番号,17.文書番号年,18.文章番号年,19.方書,20.更新ユーザID,21.更新日時,22.更新画面ID,23.更新端末名,24.決裁日,25.法務局番号,26.猶予事由,27.猶予種類コード,28.猶予連番,29.申請日,30.終了日,31.解除理由,32.許可区分,33.財産連番,34.起案日,35.郵便番号,36.開始日,37.電話番号

14. 承継情報

1.リンク番号,2.住所,3.備考,4.処理拠点コード,5.前年所得額,6.名称,7.変更前納付義務承継額,8.承継リンク番号,9.承継内訳連番,10.承継種類コード,11.承継連番,12.承継額,13.指定納期限,14.文書番号,15.文書番号年,16.更新ユーザID,17.更新日時,18.更新画面ID,19.更新端末名,20.根拠規定,21.決裁日,22.滞納状況,23.理由,24.相続分子,25.相続分母,26.相続財産評価額,27.相続開始日,28.納付場所,29.納付責任額,30.続柄コード,31.職種,32.評価額,33.財産調査状況,34.責任限度,35.起案日,36.郵便番号

15. 固定資産税賦課情報

1.ホスト通知書番号,2.リンク番号,3.共有代表者リンク番号,4.共有者リンク番号,5.分筆区分,6.名義変更有無,7.固定資産税課税標準額,8.固定資産税課税標準額償却,9.固定資産税課税標準額合計,10.固定資産税課税標準額土地,11.固定資産税課税標準額家屋,12.固定資産税額,13.土地筆数,14.家屋地番,15.家屋子々番,16.家屋子番,17.家屋枝番,18.家屋棟数,19.家屋棟番,20.家屋調査番号,21.小規模住宅用地該非,22.年税額,23.建築区分,24.建築年次,25.所在地コード,26.所在地号,27.所在地名,28.所在地子々番,29.所在地子番,30.所

【公金受取口座情報ファイル】

1.自治体コード,2.個人番号,3.宛名番号,4.編集済氏名カナ,5.編集済氏名漢字,6.宛名郵便番号,7.宛名住所コード,8.宛名住所,9.宛名地番,10.宛名方書カナ,11.宛名方書漢字,12.生年月日,13.性別区分,14.編集電話番号,15.申込年月日,16.振替区分,17.開始年月日,18.廃止年月日,19.口座停止日,20.停止解除日,21.銀行コード,22.支店コード,23.口座番号,24.通帳番号末番,25.預金種別区分,26.名義人カナ,27.名義人漢字,28.送付開始年月日,29.送付終了年月日,30.送付先氏名カナ,31.送付先氏名漢字,32.送付先郵便番号,33.送付先住所コード,34.送付先住所,35.送付先住所地番,36.送付先方書カナ,37.送付先方書漢字,38.収納キー1,39.収納キー2,40.履歴番号,41.初期登録業務日時,42.更新業務日時,43.更新システム日時,44.更新コンピュータ名,45.更新ユーザID,46.有効フラグ,47.決裁状態,48.旧自治体コード,49.賦課年度,50.税目コード,51.対象年度,52.通知書番号,53.期別コード,54.事業年度開始年月日,55.事業年度終了年月日,56.申告区分コード,57.連番,58.期割区分,59.調定年度,60.会計年度,61.前納報奨金,62.車両登録キー,63.車検区分コード,64.減免コード,65.期別調定額,66.期別収納額,67.延滞金調定額,68.延滞金収納額,69.督促料調定額,70.督促料収納額,71.納期限,72.繰上納期限,73.納期変更フラグ,74.収納年月日,75.領収年月日,76.繰越時調定額,77.繰越時収納額,78.繰越調定額,79.繰越年月日,80.不納欠損額,81.表示用税目コード,82.表示用期月,83.随期フラグ,84.更正回数,85.収納回数,86.還付回数,87.充当回数,88.口振不能回数,89.納通返戻設定カウンタ,90.納通返戻設定年月日,91.督促返戻設定カウンタ,92.督促返戻設定年月日,93.納通発送年月日,94.督促発行年月日,95.更正年月日,96.国税更正年月日,97.更正届出年月日,98.更正請求年月日,99.更正通知年月日,100.過誤納金発生事由コード,101.法定納期限,102.法定納期限,103.業務固有キー,104.漢字業務固有キー,105.申告年月日,106.調定年月日,107.延長月数,108.重加算対象税額,109.納税計画対象額,110.納税計画状態コード,111.納税計画カウンタ,112.執行停止カウンタ,113.不納欠損カウンタ,114.差押カウンタ,115.参加差押カウンタ,116.交付要求カウンタ,117.繰上徴収カウンタ,118.その他処分カウンタ,119.徴収猶予カウンタ,120.換価猶予カウンタ,121.滞納整理組合カウンタ,122.納税承継カウンタ,123.督促停止カウンタ,124.催告停止カウンタ,125.納通公示カウンタ,126.督促公示カウンタ,127.電話催告停止カウンタ,128.時効中断年月日,129.口座登録・連携ファイル関係情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル、市税滞納整理ファイル、公金受取口座情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜固定資産税システムにおける措置＞ ・個人番号、基本5情報等の宛名情報の入手は、住民基本台帳システム及び共通宛名システムにて登録した情報をあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ＜滞納整理システムにおける措置＞ ・個人番号、基本5情報等の宛名情報の入手は、固定資産税システムの登録情報のみに限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・個人番号、基本5情報等の宛名情報の入手については、固定資産税システムにおける登録情報をあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、必要な情報以外を入手することはない。 ＜届出、申請及び申告等における措置＞ ・申告者等から入手する情報は地方税法等に定められた内容であり、不必要な情報は入手できない。 ＜通知及び照会等における措置＞ ・他機関及び他部署から入手する情報は地方税法等に定められた内容であり、不必要な情報は入手できない。 ＜審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・eLTAXからの入手分について、地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。 ・eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 - また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ＜eLTAX電子納税通知システムにおける措置＞ ・マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の用件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・納税者がeLTAXの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜地方税外部連携システムにおける措置＞ 地方税外部連携システムにおいて振り分けられ、当団体宛ての団体間回送ファイル等のみ受信可能。地方税外部連携システムにおいて団体間回送ファイル等のレイアウトが定められており、必要な情報以外を受信することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		・許可のない再委託は認めていない。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を適用している。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		☐ 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール		☐ 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置> ・情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを確認し、承認を得ればデータ利用ができる。 <eLTAXにおける措置> ・本人又は本人の代理人、償却資産所有者に対し、審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・eLTAX電子納税通知システムと地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	－	
再発防止策の内容	－	
その他の措置の内容	＜明石市における措置＞ ・電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・厳重に入館・入室管理されたデータセンターにサーバーを設置している。 ・システムのバックアップデータは媒体に格納し、遠隔地に保管している。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時パッチ適用を実施している。 ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定を実施している。 ・外部記録媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
＜eLTX電子納税通知システムの利用における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、申請情報ファイルの一時保管として利用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な申請情報ファイル等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。		
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<明石市における措置> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	明石市 政策局 市民相談室 行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	明石市 総務局 税務室 資産税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5238
②対応方法	必要に応じて関係部署に照会する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年7月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月16日					事務区分の見直しおよびシステム標準化に伴う評価の再実施(旧評価書番号4)
令和8年9月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、地方税法に基づき毎年経常的に課税される物税であり、納税義務者からの申告又は申請、及び法務局からの通知により、課税内容の変更、課税台帳の整備等を行い、賦課期日(毎年1月1日)における固定資産の所有者に対し、固定資産課税台帳に基づき、固定資産税を課税する。 ①～⑭略	固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき毎年経常的に課税される物税であり、納税義務者からの申告又は申請、及び法務局からの通知により、課税内容の変更、課税台帳の整備等を行い、賦課期日(毎年1月1日)における固定資産の所有者に対し、固定資産課税台帳に基づき、固定資産税を課税する。 ①～⑭略 ⑮ 納税通書等の電子通知希望申請	事後	納税通知書の電子送付希望申請に伴う評価書の軽微な修正
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム8 ②システムの機能	① 本人確認(中略) ② 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ③ 機構への情報照会 全国サーバに対して個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能。	① 本人確認(中略) ② 本人確認情報検索 統合端末において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ③ 機構への情報照会 全国サーバに対して個人番号又は5情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能。	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム9 ②システムの機能	(前略) ② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 (後略)	(前略) ② データ連携機能 ア 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 イ 標準準拠システムに移行した各事務システムとのデータ連携について、ガバメントクラウド上で連携データを格納する機能。 (後略)	事前	システム変更に伴う修正
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム12	(新規)	①システムの名称 eLTA電子納税通知システム(通知IFS) ②システムの機能 ① 通知IFSへのログイン ② 税目利用設定・アカウント権限設定 ③ 電子通知希望申請/取消申請受付 ④ 電子通知希望申請/取消申請情報取得 ⑤ 電子通知作成不可事由登録/取消申請確認結果登録 ⑥ 電子通知データ管理 ⑦ 電子通知データ送信 ⑧ 電子化対象帳票PDF化 ⑨ 電子通知対象者現況確認情報管理 ⑩ アップロード済通知データ情報出力 ⑪ リマインド通知 ⑫ 操作ログ管理 ⑬ メッセージ管理 ⑭ 処理結果管理 ③他のシステムとの接続 [○]その他 (eLTA電子納税通知システム(通知ポータル))	事後	納税通知書の電子送付希望申請に伴う評価書の軽微な修正
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム13	(新規)	①システムの名称 地方税外部連携システム ②システムの機能 地方団体とはLGWANにより、また国税庁とは国税連携同様にHULFT連携によって接続し、電子的に照会・回答および回送する機能。	事後	地方税外部連携システムの団体間回送機能に伴う評価書の軽微な修正
令和8年9月4日	I 基本情報 4. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項 及び 別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条 別表の項番8	事後	独自利用事務の追加に伴う軽微な修正
令和8年9月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番48	事後	軽微な修正

令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 固定資産税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(神戸地方税務局 明石支局 地方公共団体情報システム機構) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治 体) [○]その他(審査システム(eLTAX))	[○]行政機関・独立行政法人等(神戸地方税務局 明石支局 地方公共団体情報システム機構 国税 庁) [○]地方公共団体・地方独立行政法人() [○]その他(審査システム(eLTAX) eLTAX電子 納税通知システム(通知IFS))	事後	地方税外部連携システムの団 体間回送機能に伴う評価書の 軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 固定資産税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、 登記情報連携システム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、 登記情報連携システム、総合行政ネットワーク、 IP-VPN)	事後	地方税外部連携システムの団 体間回送機能に伴う評価書の 軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 固定資産税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の項番44 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条	・番号法第9条第1項及び別表の項番44 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27 年条例第34号)第4条	事後	軽微な修正 (表記の統一)
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 固定資産税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	・国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)によ る保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事 務	事後	軽微な修正 (表記の統一)
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 固定資産税情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜固定資産税システムにおける措置＞ (略) (新規) ＜統合宛名システム、共通宛名システム、共通基 盤システムにおける措置＞ ・統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域 内に、その他のサーバーは入館管理が厳重な庁舎 外のデータセンターに設置しており、サーバー室 への入室についても、厳重に管理されている。な お、明石市においては、当該サーバーへアクセス 権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサー バーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。(共 通宛名システムのみ) 略 ＜審査システム(eLTAX)における措置＞ 略	＜固定資産税システム、共通宛名システム、共通 基盤システムにおける措置＞ (略) ・LGWAN端末から税システムに団体間回送ファ イル等を移動するための外部記憶媒体は、施錠で きるキャビネットに保管している。 ＜団体内統合宛名システム、共通基盤システムに おける措置＞ ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管 理区域内に、その他のサーバーは入館管理が厳重 な庁舎外のデータセンターに設置しており、サー バー室への入室についても、厳重に管理されて いる。なお、明石市においては、当該サーバーへ アクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサー バーのデータベース内に保存されている。	事後	納税通知書の電子送付希望申 請に伴う評価書の軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 市税滞納管理ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1	明石市固定資産税等システム構築・運用業務、明 石市個人住民税等システム構築・運用業務	明石市個人住民税等システム構築・運用業務	事後	軽微な修正 (表記の統一)
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 市税滞納管理ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜滞納整理システムにおける措置＞ 略 ＜共通宛名システム、共通基盤システムにおける 措置＞ ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサー バーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。(共 通宛名システムのみ) 略	＜滞納整理システム、共通宛名システム、共通基 盤システムにおける措置＞ 略 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサー バーのデータベース内に保存されている。 略	事後	システム変更に伴う修正
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 公金受取口座情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1	明石市固定資産税等システム構築・運用業務、明 石市個人住民税等システム構築・運用業務	明石市個人住民税等システム構築・運用業務	事後	軽微な修正 (表記の統一)
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 3 公金受取口座情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部	富士通Japan株式会社 関西支社(兵庫)	事後	軽微な修正 (社名変更による修正)

令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 公金受取口座情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託	③再委託の有無 再委託する ④再委託の承諾方法 ・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。 ⑤再委託事項 団体内統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	③再委託の有無 再委託しない	事後	軽微な修正 (業務体制の見直し)
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 公金受取口座情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜固定資産税システム(公金受取口座情報を管理するシステムとして同義。)>における措置＞ 略 ＜団体内統合宛名システム共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバーは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。(共通宛名システムのみ) 略	＜固定資産税システム(公金受取口座情報を管理するシステムとして同義。)、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ 略 ＜団体内統合宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバーは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。	事前	システム変更に伴う修正
令和8年9月4日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	＜固定資産税システムにおける措置＞ ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手は、住民基本台帳システム及び共通宛名システムにて登録した情報をあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ＜滞納整理システムにおける措置＞ ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手は、固定資産税システムの登録情報のみに限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手については、固定資産税システムにおける登録情報をあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、必要な情報以外を入手することはない。 (略) (新規)	＜固定資産税システムにおける措置＞ ・個人番号、基本5情報等の宛名情報の入手は、住民基本台帳システム及び共通宛名システムにて登録した情報をあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ＜滞納整理システムにおける措置＞ ・個人番号、基本5情報等の宛名情報の入手は、固定資産税システムの登録情報のみに限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・個人番号、基本5情報等の宛名情報の入手については、固定資産税システムにおける登録情報をあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、必要な情報以外を入手することはない。 (略) ＜eLTAX電子納税通知システムにおける措置＞ ・マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の用件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・納税者がeLTAXの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜地方税外部連携システムにおける措置＞ 地方税外部連携システムにおいて振り分けられ、当団体宛ての団体間回送ファイル等のみ受信可能。 地方税外部連携システムにおいて団体間回送ファイル等のレイアウトが定められており、必要な情報	事後	納税通知書の電子送付希望申請、地方税外部連携システムの団体間回送機能に伴う評価書の軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルール内容及びルール遵守の確認方法	＜審査システム(eLTAX)における措置＞ (略) (新規)	＜eLTAXにおける措置＞ (略) ・eLTAX電子納税通知システムと地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事後	納税通知書の電子送付希望申請に伴う評価書の軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜統合宛名システムにおける措置＞ (略)	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ (略)	事後	軽微な修正 (表記の統一)
令和8年9月4日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	＜明石市における措置＞ (略) (新規)	＜明石市における措置＞ (略) ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定を実施している。 ・外部記録媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	事後	納税通知書の電子送付希望申請に伴う評価書の軽微な修正

令和8年9月4日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	＜eLTAX電子納税通知システムの利用における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、申請情報ファイルの一時保管として利用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な申請情報ファイル等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	事後	納税通知書の電子送付希望申請に伴う評価書の軽微な修正
----------	---	------	--	----	----------------------------